



# 太陽光発電設備を設置された人へ

～償却資産（固定資産税）申告のお知らせ～

## ◇固定資産税（償却資産）とは

固定資産税は、土地、家屋のほかに償却資産（事業用資産）についても課税されます。

償却資産とは、製造や小売、農業などの事業を個人または会社で営んでいる方が所有し、その事業のために用いることができる構築物や機械、運搬具、器具、備品などの事業用資産のことをいいます。

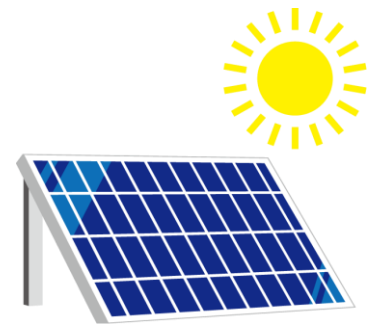
太陽光発電設備は償却資産に該当し、課税対象となる場合があります。また、太陽光発電設備を設置している個人、個人事業主、法人については、毎年1月1日現在の償却資産の所有状況の申告をする必要があります。

（根拠法令：地方税法第383条）

つきましては、申告書を作成のうえ、毎年1月末までに提出をお願いします。

## ◇課税対象となる太陽光発電設備

- 太陽光パネル
- 架台
- 送電設備
- 電力量計
- パワーコンディショナー 等



## ◇設置者及び設置状況による課税区分

設置者	課税対象
個人（住宅用）	家屋の屋根や土地などに経済産業省からの認定を受けた太陽光発電設備を設置して、発電量の全量もしくは余剰売電される場合は、売電するための事業用資産となり、発電に係る設備は課税対象となります。
個人（事業用）	個人であっても事業の用に供している資産については、発電出力にかかわらず、償却資産の課税対象となります。
法人	事業の用に供している資産になるため、発電出力にかかわらず、償却資産の課税対象となります。

※余剰売電、全量売電の契約に関わらず事業用資産の発電設備は課税対象です。

※償却資産は、課税標準額の合計が150万円以上でなければ、課税対象にはなりません。が、償却資産を所有している限り申告する必要があります。

## ◇申告方法について

### (1) 提出書類

償却資産申告書、償却資産種類明細書を提出してください。

※申告書等は、役場ホームページからダウンロードできますが、郵送でも承りますので、下記まで連絡ください。

### (2) 提出方法

芦屋町役場税務課まで直接提出するか、郵送で必要書類を送付してください。

また、償却資産の申告については、インターネット申告（eLTAX）もご利用できます。

### (3) 申告期限

毎年1月31日〆切（法定提出期限）

## ◇太陽光発電設備の特例について

太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備は、下記の条件を満たす場合、固定資産税が賦課されることとなった年度から3年間限り、課税標準額を3分の2または4分の3とする特例措置が創設されています。

### 適用条件

資産の取得時期	平成24年5月29日～ 平成28年3月31日	平成28年4月1日～ 平成30年3月31日	平成30年4月1日～ 令和4年3月31日
対象資産	固定価格買取制度の認定を受けて取得された再生可能エネルギー発電設備	再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した発電設備	再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した発電設備
固定価格買取制度の認定	認定を受けたものが対象	認定を受けたものは不可	認定を受けたものは不可
再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助	適用なし (平成28年度より補助開始のため)	補助を受けていることが特例の認定に必要	補助を受けていることが特例の認定に必要
発電出力要件	10KW以上		
特例割合	2/3		1,000Kw未満：2/3 1,000Kw以上：3/4
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定資産税(償却資産)の課税標準の特例適用申請書</li> <li>経済産業省からの認定通知書の写し</li> <li>電力会社との電力供給契約書の写し(供給開始日が明記されているもの)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定資産税(償却資産)の課税標準の特例適用申請書</li> <li>「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書」の写し</li> <li>再生可能エネルギー発電設備を取得した日がわかるもの</li> </ul>	

※平成 28 年 3 月 31 日以前に取得した太陽光発電設備については、引き続き改正前の規定が適用されます。

○提出・お問い合わせ先

〒807-0198

遠賀郡芦屋町幸町 2 番 20 号

芦屋町役場 税務課 課税係

TEL : 093-223-3534 (直通)

